

監査結果に係る措置通知書

対象部局等	建設部	河川課
指摘の内容	<p>収入事務関係 ・その他 もにわの湯の使用料の徴収及び収納事務の私人への委託について、告示がされていなかった。(1件2か所)(地方自治法施行令第158条第2項)</p>	
講じた措置の内容	<p>収入事務関係 ・その他 使用料の徴収及び収納事務の私人への委託に対して、毎年告示が必要でありましたが課内での認識不足により、告示をしておりませんでした。 指摘を受けました、平成31年4月1日～平成32年3月31日における上記委託につきましては、令和2年1月29日付けで告示処理を済ませております。 今後は、課内で周知徹底を図り適正な時期に告示処理を行ってまいります。 なお、令和2年4月1日～令和3年3月31日における告示処理につきましては、告示済みです。</p>	

- (1) 指摘の内容欄は、監査結果を移記すること。
- (2) 講じた措置の内容欄については、措置の内容と併せて実施開始時期または開始年度等も含めて明確に記入願います。